

保険でよい歯科治療を目指す



開業医・勤務医のトータルサポーター

大阪府歯科保険医協会のご案内





● 理念

気軽になんでも相談できる保険医協会 夢と希望をもてる歯科医療を築いていきましょう

大阪府歯科保険医協会は、①地域での歯科医療を担う歯科保険医の経営と生活を守ること②府民の受療権を守ること——この2つを大きな柱として1971年に結成され、会員の先生方と手をたずさえて活動してきました。

2012年の安倍内閣の発足以来、社会保障は憲法25条に定められた“国民の権利”から“自助”という名の自己責任に大転換されました。

2013年末に成立した「社会保障プログラム法」にのっとり、2014年診療報酬はマイナス改定とともに、その改定内容も大きく変質しました。その後、このプログラム法に沿って、次々と打ち出されている医療・介護・年金をはじめとする社会保障の連続改悪は、消費税増税と相まって、国民の暮らしと歯科医療の窮状に拍車をかけています。

このままでは開業して地域医療に貢献し、生計を立てることに今以上の困難が伴います。歯科医院に来院したくても高すぎる窓口負担、実質賃金の低下、非正規をはじめとする不安定な雇用や労働時間の長期化、低すぎる年金など来院できない人々、中断を余儀なくされる人々が増えていきます。国民の生活を基本に据えた経済と社会保障が今こそ求められています。

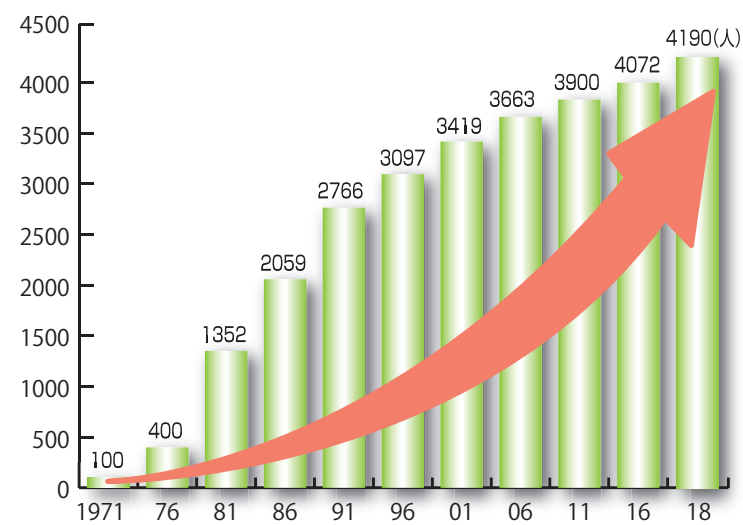
大阪府歯科保険医協会は創立以来かかげてきた2つの柱を実現するために、会員の先生方の声を原動力に、府民や多くの団体と協力して医療改悪の阻止、社会保障の充実のために署名や国会請願、自治体要請など幅広い運動に取り組んでいます。

同時に会員の先生方の診療と生活、権利を守るために、診療報酬の解釈、施設基準研修会、日常診療に役立つ学術講習会、経営・税務対策、スタッフ研修、医院新聞の発行、文化活動、ライフステージをサポートする共済事業など、多彩な取り組みをしています。会員の先生方からは“困った時・わからない時は、まず協会に気軽に相談”“頼りになる”“勉強になる”と喜んでいただいております。

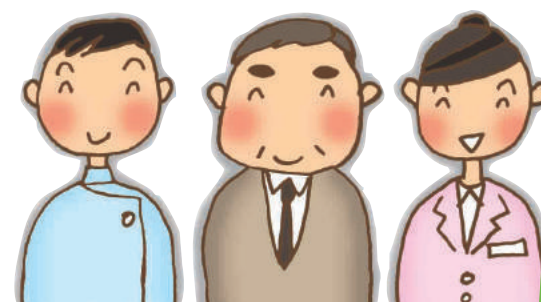
身近な相談相手として、また夢と希望をもてる歯科医療とともに築くパートナーとして、大阪府歯科保険医協会は先生のご入会をお待ちしています。

小澤 力

(広島大学卒)
大阪府歯科保険医協会
理事長



府下開業医の約7割が入会



大阪府歯科保険医協会とは

●保険でよい歯科医療をめざす

1971年、協会の前身である「歯科保険医の会」として発足しました。

①歯科保険医の生活と権利を守り、歯科医療の向上をめざす

②保険医療の充実・改善を通じて国民医療を守る——ことを目的に、自主的な活動を展開しています

●医科・歯科あわせて1万人超

大阪府歯科保険医協会は現在4,190人超(2018年11月現在)の組織に成長し、大阪府保険医協会(医科)とあわせて1万人超が加入しています。保険医協会は全都道府県にあり、全国組織の全国保険医団体連合会(保団連)には医科・歯科あわせて10万7,000人超の会員がいます。

入って良かった保険医協会

平野権栄

岡山大学卒

厳しさを増すばかりの医療保険制度の下、保険医協会は患者さんの声や会員の意見を大阪選出のすべての国会議員に伝えたり、府下各自治体へ医療費助成制度拡充等の交渉をねばり強く続けています。一人ひとりの声は小さいけれども、全国の保険医10万7千人、大阪医科・歯科会員1万人の声は決して小さくありません。保険医協会に入会し、協会を通じて先生の意見を大いに反映させましょう。また、もしもの時に備えた休業保障などの共済制度も充実しています。

頼りになる協会に4,190人が入会しています

主な会員サービス

●審査・指導への対応

指導対策講習会を随時開催。個別アドバイスもしています。一人で悩まずご相談ください。



●日常に役立つ豊富な講習会

臨床はもちろん、施設基準研修会、スタッフ教育・税務・雇用など多様なジャンルの講習会を頻繁に開催しています。



●保険請求・雇用・トラブル なんでもご相談

「困ったらなんでも協会に相談」電話一本でどんな疑問・質問にもお答えします。



●もしもに備える共済制度

病気や事故に備えた休業保障や保険医年金など開業医のライフステージをサポートします。



ほかにもこんなサービスが

- 素早い情報提供
- わかりやすいテキストが好評な新点数説明会
- 税務調査の立ち合い
- 便利な労働保険事務組合
- 役立つ保険医協同組合

皆さまのご入会をお待ちしています

大阪府歯科保険医協会の会員資格は、大阪府下で開業または勤務、在住する歯科保険医です。

入退会は自由です。お電話いただければ事務局員がご説明にうかがいます。ご利用いただければいただくほど多くのメリットを受けることができます。皆さまのご入会をお待ちしています。

添付のはがき(14㌘)で、今すぐお申し込みを！

- 入会金 2万円(初回のみ)
- 開業医の月会費は 5,500円
- 勤務医の月会費は 3,000円

入会時には、診療に役立つ書籍を進呈します

Tel. 06-6568-7731

Fax. 06-6568-0564

ホームページでも、詳しく紹介しています

<http://osk-net.org/>

医療保険制度の拡充を求め、患者・国民と一緒に運動を進める

Q 歯科医師会や政党との関係は？

A 歯科医師会は、医道の高揚、学術の進歩発展、公衆衛生の向上を図ることを目的とする公益社団法人で、行政関連の事業にも携わっています。

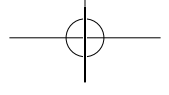
一方、保険医協会は歯科保険医のニーズにもとづいて活動する自主的な団体です。会の運営は会員の総意によって進められています。保険医の要求を実現する立場から、一致点で歯科医師会との協力を強めることを重視し、懇談の機会を持ち意思疎通を図っています。

保険医協会・保団連は、会員の思想・信条、政党支持の自由を守り、特定政党に対する支持の押し付けや献金などはいっさい行っていません。

なお、各自治体の首長選挙は住民の代表であり、医療を始めとする社会保障要求が直接反映することから、会員の思想・信条を守ることが前提に政策などで一致する候補者を推薦しています。

Q 義務的な活動があるのでは…？

A 保険医協会の活動はすべて会員の自発的意思にもとづくもので、活動を強制することはありません。常に会員の理解と協力にもとづいて活動を進めています。



● 社保研究 ● 臨床学術 ● スタッフ教育

● 正確で分かりやすいテキストと好評な点数説明会

診療報酬や制度改定の際には随時講習会を開き、最新の情報をいち早く会員にお知らせしています。診療報酬改定の際は迅速に解説資料を作成し、「新点数説明会」を府下各地で開催し、毎回約 3,000 人が参加しています。また、保険請求の算定方法や、返戻・減点に対する対応などの疑問は、随時電話でご相談いただけます。



新点数中央説明会

日常診療に即した適切なアドバイス



入ってよかった保険医協会



西川眞二
大阪大学卒

医院を開業してみると、経営や労務管理・スタッフ教育など診療以外の仕事が多くて驚いてしまいます。実際のところ医院を運営するということにかなりの労力を奪われますが、治療の知識と技術の研鑽も行わねばなりません。

保険医協会では、新しい医学知見や治療方法を紹介する「生涯研修講座」を大学教授や各分野の第一人者を招いて、毎月開催しています。また、バキュームテクニックなどのスキルアップ実習や接遇マナー講座などのスタッフ向け研修会、複雑でややこしい診療報酬改定を分かりやすく説明してくれる新点数説明会、社保講習会、指導対策講習会も随時開かれ、勉強させてもらっています。

これらの講習会には年間延べ5千人近くの会員やスタッフが参加しており、知識・情報を得る大きな手助けになっています。

臨床に役立つ学術研究会

良い内容を安価で参加できると好評

【生涯研修講座などの一例】(2018 年度)

- 新たに保険適用になった3ユニットブリッジの臨床
田中昌博氏 (大阪医科大学歯補綴咬合学教授)
- 日常臨床で知っておくべき非歯源性歯痛の診断とその対応
石垣尚一氏 (大阪大学歯学部附属病院口腔補綴科外来医長)
- あなたの根管治療はここが間違っている
鶴町 保氏 (日本大学歯学部前教授)

【施設基準に係る研修会の一例】(2018 年度)

- 歯科外来診療環境体制加算
中原寛和氏 (大阪市立大学附属病院)
- 院内感染研修会 (歯初診〈注1〉) 府内5会場で開催
- 歯援診・か強診の施設基準に係る研修会
足立了平氏 (神戸常盤大学短期大学部口腔保健学科教授)
- 歯初診および歯科外来環境体制加算の施設基準に係る研修会
竹内憲民氏 (松原徳洲会病院歯科口腔外科部長)
- 歯初診・外来環・歯援診・か強診の施設基準に係る研修会
足立了平氏 (神戸常盤大学短期大学部口腔保健学科教授)

【その他の講習会】

- 個別指導対策講習会
- 新規開業セミナー
- 経営・税務セミナー
- 雇用管理セミナー

※最近開催した主な講習会テーマです

● 指導「通知」が届いたら、すぐに協会にご連絡を

協会では会員から寄せられた独自の情報に基づいた指導対策講習会の開催や、個別相談、カルテの事前チェック、弁護士帯同など、幅広い相談に応じています。協会の強い要望で、指導時の録音や弁護士の帯同が認められました。

スタッフのスキルアップ



大好評のスタッフ向け研修会

協会では、スタッフの能力向上のための各種研修を開いています。電話マナーや接遇、チェアサイド実習講座など、どの企画も大人気です。

主な研修会

- 新人スタッフ総合講座
- 接遇マナー講座
- バキューム実習
- シャーピング実習



デンタルスタッフのための 歯科保険診療ハンドブック

(2017 年版)
医療保険制度の仕組みから、基本的な歯科治療の流れや処置内容を図解入りで分かりやすく解説。

● A4判126頁 定価4,000円

● 関連出版物 *ご入会時に進呈

社保のベストセラー 歯科保険診療の研究

全国で約 3 万部を発行する『歯科保険診療の研究』は、算定要件を満たす保険診療やカルテ記載に必要な厚労省通知や疑義解釈をコンパクトにまとめました。「症例も多くて具体的」と好評です。

● A4判278頁 定価8,000円



歯科診療報酬 2018年改定の要点と解説

診療報酬改定の要点や算定ルールの変更点を中心に、基本診療料や特掲診療料に関する届出、療養担当規則について解説しています。

● A4判224頁 定価4,000円



歯科点数早見表

新点数表をコンパクトにまとめ、日常診療に必要な点数早見表。ブリッジ保険適用一覧を掲載。使いやすくと好評です。

● B5判12頁 定価1,000円



公費医療請求の手引き

複雑でわかりにくい公費医療制度について、窓口での取り扱いや請求方法を解説。大阪での診療に必須の一冊。綴じ込み式。

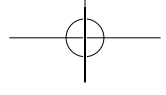
● A4判 非売品



カルテ記載を中心とした 指導対策テキスト

(2017 年 8 月版)
審査対策を含む日常の留意点や指導、監査のしくみと対応を解説。適切なカルテ記載のための一冊です。

● A4判204頁 定価2,000円



● 経営・税務・雇用・融資 ● 各専門部紹介

開業医は医院を運営する事業主であり、経営や税務、労務について十分な知識が必要です。勤務医対象の開業セミナー、新規に開業された先生向けの講習会、確定申告相談会、税務講習会、経営セミナー、トラブル対策講習会などを開いています。困った時や分からない時は、悩まずお電話下さい。対応策を適切にアドバイスします。

経営・税務・雇用で適切なアドバイス

万一の時には専門家に相談できる

無料個別相談（毎月1回）

法律相談（第1水曜日・30分単位）

顧問弁護士による法律相談です。医療はもとより日常の法律までの的確にアドバイスします。

税務相談（第3水曜日・1時間単位）

医療税務に精通し、納税者の立場に立った顧問税理士からのアドバイス。

雇用相談（第3木曜日・30分単位）

スタッフの採用・退職から賃金、労務管理など、顧問社会保険労務士が的確におこなえます。

※これら相談は、事前予約制です。予約は一週間前で締め切ります。会場は保険医会館1階です。



税務調査個別相談と立ち会い

協会では納税者の立場、医院経営に詳しい税理士団を組織し、税務調査の際には、納税者の権利を守る立場からアドバイスし、必要な時には立ち合います。

また、書籍の発刊、税理士の紹介など手厚いサポートを展開しています。

融資

銀行提携融資（事業資金・教育資金など）の斡旋と、保団連の銀行提携融資、公的融資など各種融資制度の情報提供を行っています。

＊提携融資制度＊

この融資制度は、会員が医療設備の更新や、運転資金の補充、新規開業する場合に利用することができます。

詳しくは、共済部へお問い合わせください。

●取扱銀行

京都銀行・近畿大阪銀行の大阪府下の本支店
各銀行とも大阪府下の本支店営業エリア内に診療所または自宅がある会員とします。

●資金使途

運転資金、設備資金、新規開業資金、子弟教育資金など歯科医療関連資金
※自宅の新築・増改築、別荘購入、自動車購入などは本制度の資金使途対象外です。
※既借入の借り換えはお取り扱い致しません。
住宅ローンなどは、保団連の会員向け銀行提携融資を取り扱いしています。

※斡旋手数料は実行額の0.1%

適用利率（京都銀行提携）		
	融資限度額	融資期間
運転資金	1,000万円	3年以内
設備資金	1億3,000万円	20年以内
新規開業資金	3,000万円	10年以内
子弟教育資金	2,000万円	7年以内
社保・国保双方指定		
運転資金		0.875%～
設備資金		0.875%～
新規開業資金		1.075%～
子弟教育資金		1.075%～
		2018.4現在

●関連出版物 ＊ご入会時に進呈



保険医の経営と税務

(2018年版)
医業所得計算から確定申告書の記載までを解説。また、開業・承継・閉院対策、日常の帳簿整理の留意点も掲載。
●B5判216頁 定価1,500円



医院経営と雇用管理

(2016年版)
従業員の雇用管理、募集・採用、労働基準法による労働条件、就業規則、給与規定モデルなどを解説しています。
●B5判170頁 定価1,500円



保険医への税務調査

(2018年版)
税務調査への心得をはじめ、税務調査Q&Aなど、関連法規や事前チェックシートなども掲載しています。
●B5判172頁 定価1,500円



歯科医院の経営展望

(2007年10月版)
歯科医院の先駆的取り組みを紹介し、医院経営に必要な心構えやさまざまなトラブルの対処法まで収録。
●A4判220頁 定価8,000円

新規開業する会員をサポート

新規開業の際は、開設届の記入の仕方や、カルテやレセプトの書き方、審査・指導への不安も多く聞かれます。協会では、様々な疑問にこたえ、新規開業をバックアップしています。



各専門部会 会員の様々な要求にこたえていくために、理事会を月1回開催し執行にあたっています。この理事会の下に8つの専門部と医療運動対策本部会議、委員会、地区組織を置いて、理事会決定の執行をしています。

●組織部

会員の入退会、入会の推進と企画、地区組織との連携、地域医療改善運動、文化活動を行っています。

●社保研究部

医療保険制度や診療報酬の改定、審査・指導への対応、社保解釈など日常的に会員からの相談に応じています。

●歯科臨床・学術部

生涯研修講座を始めとする臨床・学術講習会、スタッフ対象の研修会を企画しています。

●新聞部

『大阪歯科保険医新聞』の紙面企画を検討、医療情勢から社保・臨床まで役立つ情報をいち早く会員にお伝えしています。

●政策部

歯科保険医を取り巻く情勢の把握・分析を行い、機関紙を通じて会員に情報を提供しています。また要求実現のために毎年、大阪府と交渉しています。

●経税部

経営・税務・雇用に関わる課題を検討、税制改善の運動や経営分析を行っています。また、税務上の個別相談にも応じています。

●管理部

予算執行の状況報告と会計の適正な管理に関わる仕事をしています。

●共済部

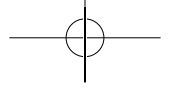
休業保障・保険医年金・労働保険の普及を始め、制度の拡充、運営・管理をしています。

●女性医師・歯科医師会

医科・歯科合同で女性の要求を把握し、勉強会や文化活動を企画しています。

●医院新聞編集委員会

『医院新聞』の企画・編集・執筆分担などを行っています。



● 地区・女性・文化

保険でよい歯科診療を求める活動

深刻な不況と貧困の拡大によって歯科治療を受けられない人が急増するなか、誰もが金銭の心配をせずに十分な歯科治療が受けられるよう、2010年に「保険でよい歯科医療を大阪連絡会」を立ち上げました。

医療関係者だけでなく、市民団体、個人で構成。定期的に市民公開講座や無料歯科健診、歯みがき指導などを開いています。市民公開講座の内容は冊子にして会員に配布しています。

地域で 会員ニーズの実現と住民の 健康を守る

●地区活動



住民歯科健診

子ども医療費助成制度の拡充や、国保・介護など、府民の健康を守る立場から関係団体と協力して自治体に働きかけています。

また、噛むことの大切さや口腔の健康づくりを訴える啓発活動を展開。各種団体の要請にこたえ無料歯科健診や「健康教室」を開いています。



地区講習会

地域の活動として、府下11地区が地元会員の要求にもとづき活動を展開、住民との連携を深めた取り組みや、地区会員のニーズにもとづいた各種講習会や文化行事の開催など、様々な活動を行っています。

●女性医師・歯科医師の会



文楽を楽しむ会

女性医師・歯科医師の要求を把握し、社会的役割を高める目的で発足、講習会や文化企画など様々な催しを企画しています。

●会員との親睦深める

ゴルフコンペを始め、料理教室や日帰りツアー、魚釣りなど、会員相互の親睦をかねた文化活動に取り組んでいます。また、『文化部だより』を発行し、大相撲大阪場所や観劇・コンサート、旅行・お宿の紹介など、会員特別価格で提供しています。



料理教室



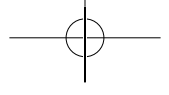
入ってよかった保険医協会



村田雄子
大阪歯科大学卒

開業医は手をケガするだけでも医院を休まないといけなくなります。協会の休業保障制度は加入時から保険料もあがらないし、代診をおいてもちゃんと給付してくれるので、もしもの時のお守りのつもりで加入しています。

女性医師・歯科医師の会では、女性ならではの企画や医科の先生とも情報交換や連携をとることが出来ます。女性歯科医師の皆さんもぜひ協会へ入会していただき、一緒に活動しませんか。



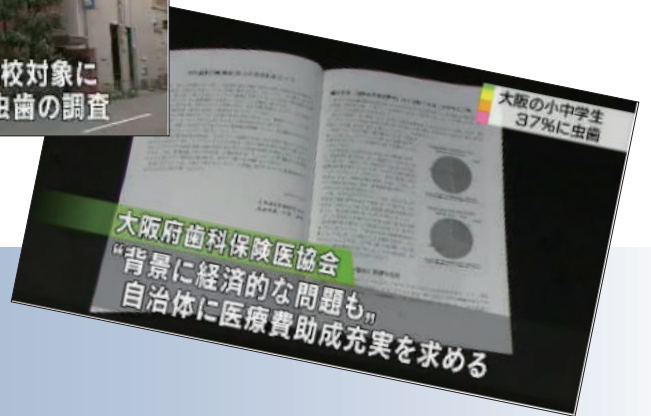
● 政策活動 ● 機関紙、医院新聞、広報活動

最新の医療情報を分かりやすく発信

私たちは、国民・患者に医療費の心配なく治療を受けてもらいたいと願っています。そのためには患者の窓口負担を決める医療保険制度、診療報酬制度、各自治体を実施している子どもの医療費助成などの医療制度の改善が必要です。協会は、社会保障の改悪反対・改善の運動をその中心的な活動に位置づけています。



協会が調査した内容をマスコミが報道



大阪府交渉

行政と交渉 要求を実現

行政との交渉を通じて、会員要望を実現します。毎年の大阪府・大阪市との交渉では、福祉・医療政策を重点に医療費助成制度の拡充や歯科医療提供体制の確立、口腔保健事業の拡充などを求めて粘り強く交渉しています。また、各市町村が実施する歯科健診の拡充や医療費助成制度の拡充を求めて、要望書を提出しています。



歯科医療どお〜ナル

協会が製作する番組『歯科医療どお〜ナル』のネット配信などで歯科医療の大切さを伝えながら、歯科医療が抱える問題点を視聴者に知らせ、「患者窓口負担の引き下げ」「保険の効く範囲の拡大」という患者の願いを実現するために、制度の改善運動への理解、協力を呼びかけています。



スピーディーな情報提供

開業医の目線で作る多彩なコンテンツ

『大阪歯科保険医新聞』『全国保険医新聞』を月3回発行、『月刊保団連』雑誌を毎月発行しています。取り組みや講習会案内など、診療や経営に役立つ記事を掲載しています。ホームページでは、協会の主張を始め、動画配信や、『大阪歯科保険医新聞』のバックナンバー、講習会予定などを確認できます。さらに「会員ページ」から研究講座や各種届出用紙をダウンロードできます。

情報収集と分析

医療情勢に機敏に対応

めまぐるしく変化する医療情勢・情報をいち早くキャッチし、分析して会員にすばやく広報します。政府の医療政策の問題点などを明らかにし、会員・患者向けのパンフレット等を作成しています。また、会員からの要望をもとに歯科医療の提供体制、協会の運動方針などを提案します。

調査活動で情報集約

会員の要望を協会活動に反映

協会では会員の要望・要求をつかむため、診療報酬改定に合わせて会員意見調査を実施しています。調査を通じて、会員のニーズや歯科医療の現状を的確につかみ、協会活動に反映させます。

『医院新聞』 医院と患者さんを結ぶ定期便



「医院新聞」は、歯科医院と患者さんを結びコミュニケーション紙です。医療に関する豊富な情報に加え、患者さんの疑問に答える「Q&A」、グルメやクイズといった文化・娯楽欄も充実した「患者さんに喜ばれる新聞」で、多くの医院でご利用いただいています。

基本紙面は協会が責任編集
記事の差替えて個性が光る
年間1800件超の患者さんの声

- 隔月発行・最低100部から利用できます
- 新聞の「題字」医院ごとに入れ替えます
- 部分的に記事を入れ替え（別途料金が必要な場合があります）



● 休業保障、保険医年金、労働保険事務組合

会員特性に合った共済制度

サラリーマンのように公的保障（厚生年金・労災など）のない開業医の生活設計や、病気・ケガによる休業をサポートします。協会の「共済制度」は単なる「保険の団体加入」というだけではなく、会員の特性やライフステージにあわせて設計し運営しています。

病気やケガの休業に備えて 高い保険料を払っていませんか？



保険医休業保障共済保険

- 1 割安な掛け金が満期まで上がりません
- 2 掛け捨てではありません
- 3 最長 75 歳まで、730 日の充実保障
- 4 弔慰・高度障害給付あり
- 5 自宅療養、代診をおいても給付
- 6 うつ病等の精神疾患、認知症も給付
- 7 妊娠・出産に起因する併発症、帝王切開も給付
- 8 所得補償保険や医療保険、公的保険制度の給付に関係なくお支払い



8つの
ポイント

加入資格 **59 歳までの方が対象で、75 歳までの長期保障**

給付の内容 **入院の場合** (1口あたりの給付金) **1日 8,000円** **自宅療養の場合** (1口あたりの給付金) **1日 6,000円**

500 日を限度。500 日を超えると 230 日を限度に 1 日 6,000 円。 500 日を限度。500 日を超えると 230 日を限度に 1 日 3,000 円。

種 類	給 付 種 類
傷病休業給付金	6日目から1日につき6,000円、通算500日限度
入 院 給 付 金	傷病給付金に加え、入院1日につき2,000円、通算500日限度
長期療養給付金	1日につき自宅3,000円、入院6,000円を連続230日限度
弔 慰 給 付 金	50万円＋脱退給付金
高度障害給付金	50万円＋脱退給付金
脱 退 給 付 金	満期または加入日から3年以上経過後に減口・脱退したとき、所定の給付金

加入時年齢	1 口	3 口	5 口	8 口
～29歳	2,500円	7,500円	12,500円	20,000円
30～39歳	2,800円	8,400円	14,000円	22,400円
40～49歳	3,000円	9,000円	15,000円	24,000円
50歳	3,300円	9,900円	16,500円	26,400円
51～54歳	3,300円	9,900円	16,500円	
55～59歳	3,700円	11,100円	18,500円	

傷病休業給付金額（例）	1 口	3 口	5 口	8 口
30日入院休業	24万円	72万円	120万円	192万円
30日自宅休業	18万円	54万円	90万円	144万円

勤務医の方は3口まで

* 加入時の保険料は満期まで変わりません（ただし、将来著しい金融環境の変動が起こった場合や保険約款の改定による変更は除きます）。
※ 保険医休業保障共済保険および保険医年金制度ともに、記載内容は制度の概要です。詳しくは、パンフレット・申込書をご確認ください。

生涯設計を応援します



保険医年金

ここが
ポイント！

● 確定年金だから安心です

保険医年金は各加入者の積立金をもとに給付される確定年金です。将来受給者が増えても制度がパンクしたり、給付額が途中で切り下げられる心配がありません。

● コツコツ貯める月払い制度

月額 1 口 1 万円。無理のない範囲で 30 口まで増やせます。

● ドカンと貯める一時払い制度

1 口 50 万円で 40 口まで。まとまったお金は一時払へ。

● 困った！ 払い込みがしんどくなってきた

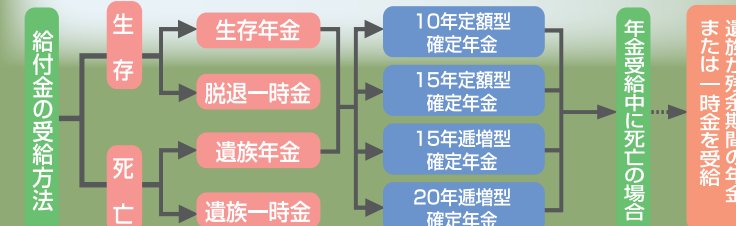
口単位で掛け金の払い込みをストップできます。

● 急な出費にもひ 1 口単位で解約可能（手数料不要）

ご希望に応じて口単位で解約できます。

● 年金生活はお好きなときから

加入 5 年以上で 4 種類の受け取り方から選べます。



予定利率
1.259%
※ 2018 年 10 月 1 日現在
2017 年度配当実績
1.356%

三井・明治安田・富国・日本・太陽・第一の 6 生命保険会社に委託。
加入者の積立金と年金給付を守ることを重視して運営しており、これまで年金受給者の受給額をカットしたことは一度もありません。

2
責任基準金が1兆1千億円を超えるスケールメリット

1
約5万5千人が加入する日本有数の私的年金

3
生保7社に委託してリスクを分散

スタッフに安心の笑顔



労働保険

従業員を 1 人でも雇うと労働保険（労災保険・雇用保険）に加入し、保険料を納付する義務があります。保険医協会では厚生労働大臣認可の労働保険事務組合を設立し、面倒な保険料申告や納付、ハローワークへの雇用保険届出などの事務手続きを代行しています。

ご存じですか？

院長先生も労災保険に入れます！

事業主や家族従事者などは労災保険に加入することはできませんが、事務組合に委託している場合は労災保険に特別加入することができます。

こんな時お役に立ちます

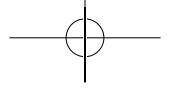
- 退職時の最低限の保障 **失業給付**
- 業務中や通勤途上のケガへの補償 **療養給付・休業給付など**
- 治療後も障害が残ったり、万一死亡した場合の遺族に対する補償 **障害給付・傷病年金・遺族給付など**

賃金等に対する保険料率（2018 年 11 月現在）

	事業主負担	労働者負担	合 計
労災保険	3/1000	0	3/1000
雇用保険	8.5/1000	5/1000	13.5/1000
合 計	11.5/1000	5/1000	16.5/1000

安くてスピーディー 協会の委託事務手数料

労災保険のみ委託	年額 12,000 円
雇用保険被保険者数 1～3 人	年額 12,000 円
雇用保険被保険者数 4～5 人	年額 18,000 円
雇用保険被保険者数 6 人以上	年額 30,000 円



● 保険医協同組合

開業医の経営パートナー「保険医協同組合」

大阪府保険医協同組合は、医科・歯科保険医協会の開業医が「中小企業等協同組合法」にもとづき設立しました。主な事業には、共同購入事業と組合員の生活を守る保険事業があります。出資金は 1 口 1 万円で退会時にはご返金します（加入資格は保険医協会開業医会員です）。

歯科材料、医薬品、衛生材料、医療機器などの 共同購入

組合員には価格を掲載した『共同購入案内』を随時送っています。電話注文いただくと通常 2 ～ 3 日以内に配達します。毎年秋には日頃の感謝を込めて特売する「保険医まつり」を開催しています。



保険医まつり

保険・共済事業

- 割安な保険料で大きな保障が受けられる
グループ保険、所得補償保険
- 生命保険・損害保険の団体扱い（団体割引が適応）
- 医療事故に備える歯科医師賠償責任保険

- 店舗総合保険
- 従業員の退職時に備える厚生プラン、ガン保険など多様な保険も随時受け付けています。

※本誌で案内しました内容は、制度概要を説明したものです。ご加入条件、お支払い条件については、パンフレット・申込書等を必ずご確認ください。

グループ保険（団体定期保険） 軽い負担で安心プラス

※毎年高配当を維持

死亡保険金額 300 万円からご加入いただけます

安心です **最高 5,000 万円保障 !!**
配偶者も 1000 万円のセット加入 OK

簡単です 医師の診査が不要
申込書兼告知書の提出のみ !!

保 険 年 齢		月保険料 単位：円						
死亡保険金額（高度障害）		～ 35	36 ～ 40	41 ～ 45	46 ～ 50	51 ～ 55	56 ～ 60	61 ～ 65 66 ～ 70
本人・組合員	5,000 万円	男性 4,550	5,850	8,000	11,500	16,900	24,500	
		女性 2,850	4,900	6,050	8,650	11,750	14,950	
配偶者	4,000 万円	男性 3,640	4,680	6,400	9,240	13,520	19,600	30,080
		女性 2,280	3,920	4,840	6,920	9,400	11,960	15,920
配 偶 者	1,000 万円	男性 910	1,170	1,600	2,310	3,380	4,900	7,520 11,170
		女性 570	980	1,210	1,730	2,350	2,990	3,980 5,380

歯科医師賠償責任保険 万一の事故に備えたサポート

1. 医療行為に基づく事故

診療所や訪問診療で行われた医療行為が原因になって患者の身体に障害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合に、その被る損害について保険金が支払われます。

※美容を唯一の目的とする医療行為に起因する損害賠償については、補償の対象にはなりません。

2. 建物・設備に基づく損害

診療所設備の不備や従業員の不注意が原因となって患者、付添人、通行人等の第三者に身体損害や財物損害を与え、法律上の損害賠償を負う場合に、その被る損害について保険金が支払われます。

セット			A	B	C	
てん補限度額 (保険金支払限度額)	医療行為に 基づく事故	1 事 故	3,000 万円	5,000 万円	1 億円	
		保険期間中	9,000 万円	1 億 5,000 万円	3 億円	
	診療所建物、設備 に基づく事故	身体	1 名	3,000 万円	4,000 万円	5,000 万円
			1 事故	6,000 万円	8,000 万円	1 億円
			財物 1 事故	300 万円	400 万円	500 万円
保険料 (年額)	1 診療所の基本保険料		8,170 円	9,090 円	11,280 円	
	歯科勤務医 1 名についての 追加保険料		4,800 円	5,360 円	6,760 円	

※保険期間は 1 年間です。対象となる事故は、保険期間中に発覚した事故に限ります。

大阪府保険医協同組合 Tel. 06-6568-2741 Fax. 06-6568-0362

GUIDE
14

保険医協会にまだご入会されていない先生へ ご入会をお待ちしています

ハガキを投函またはお電話いただければ、事務局員がご説明にうかがいます。Tel. 06-6568-7731 Fax. 06-6568-0564

大阪府歯科保険医協会規約

第 1 章 名 称

第 1 条 本会は大阪府歯科保険医協会と称し、事務所を大阪市内に置く。

第 2 章 目的と事業

第 2 条 本会は歯科保険医の生活と権利を守るとともに、国民の歯科医療の充実と向上、国民の健康を図ることを目的とする。
第 3 条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 章に規定する労働保険事務組合の業務、ただし、労働保険事務組合事務処理規約は別に定める。
第 4 条 前条の目的達成のため必要な事業を行う。

第 3 章 会 員

第 5 条 大阪府下に関業または勤務、在住する歯科保険医は、本会の会員になることができる。理事会が認めたものは特別会員になることができる。特別会員については別に定める。
第 6 条 本会に入会しようとする者は、所定の申込書で申し込むものとする。

第 7 条 本会を退会しようとする者は、その理由を記し、退会届を提出するものとする。

第 8 条 会員は規約に従って本会の施設を利用することができる。

会員は規約に従い役員の選挙権、被選挙権を有し、また決議に参加し、議事録、会計簿を閲覧する権利がある。ただし、それぞれの権利の行使にあたり委任または書面によることはできない。

第 9 条 会員は総会の決定に従うほか、本会所定の会費および負担金を支払わなければならない。理由なく会費を 6 カ月間支払わないときは、理事会の議を経て退会したものとする。入会金および会費、負担金に関する規程は別に定める。

第 4 章 役 員

第 10 条 本会に次の役員を置く。

理 事 長 1 名
副理事長 若干名
事務局長 1 名
理 事 若干名
監 事 2 名

理事長、副理事長、理事、監事は評議員を兼任できない。

第 11 条 本会の役員は次のとおり選出する。

1. 理事、監事は評議員会で選出する。
2. 理事長、副理事長は理事の互選により決める。
3. 事務局長は理事会で推薦し総会で承認を得る。

第 12 条 理事長は理事会の議長となり、また本会の代表者となり、会務全般の責務に任じる。

副理事長は理事長を補佐し、管掌別に専門部を掌理し、理事長に事故があるときは、これを代行する。

事務局長は事務局を統括し、会務を円滑に執行する。

第 13 条 理事は、規約と本会の方針・決議ならびに理事長の旨を受けて、分享して会務を執行する。

第 14 条 理事長は、評議員会で議決を要することがらであっても、緊急必要と認めたときは応急処分することができる。

応急処分したことがらは評議員会で承認を受けなければならない。

ない。

第 15 条 監事は本会の会務執行ならびに資産および会計を監査する。

第 16 条 役員に欠員が生じたときは補充することができる。

第 17 条 役員の任期は 2 年とし、定期総会開催年の 6 月 1 日に始まり隔年 5 月 31 日で終わる。ただし、重任を妨げない。

補充された役員の任期は前任者の任期の残存期間とする。

第 18 条 役員が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき、または職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があると認められるとき、評議員会の承認を得て、解任することができる。

第 19 条 本会は名誉理事長、相談役、顧問、名誉理事を置くことができる。ただし、総会の承認を要する。

第 5 章 会 議

第 20 条 本会に次の会議を置く。

総会

評議員会

理事会

第 21 条 会議の議決または承認は出席構成員の多数決によるが、可否同数のときは議長が決める。

第 22 条 総会は本会の最高の決議機関であり、定期総会は 2 年に 1 回開かなければならない。

総会の議長および副議長は評議員会議長および副議長がたる。次のことがらは総会で議決または承認を得なければならない。

1. 規約の変更。ただし、定期総会を開かない年度は通常評議員会の議決または承認による。
2. 前年度決算および年度予算。ただし、定期総会を開かない年度は通常評議員会の議決または承認による。
3. 評議員会に委託したこと以外の重要なことがら
次のことがらは総会に報告しなければならない。

1. 会務および事業の概況
2. 寄付された金品の収受および使途
3. その他重要なことがら

会員の 5 分の 1 以上の要求があったとき、または理事長が必要と認めたときは臨時総会を開かなければならない。

第 23 条 評議員会は評議員をもって構成し、総会に次ぐ決議機関であり、通常評議員会は理事長が毎年 1 ～ 2 回招集する。

評議員は代理によることはできない。

評議員の選出および定数は評議員会規程による。

評議員会議長および副議長は評議員会規程による。

評議員会で議決または承認を要することがらは次のとおり。

1. 規約の変更
2. 事業の計画（運動方針）
3. 年度予算および前年度決算
4. 理事、監事の選出
5. 入会金、会費、負担金の額
6. 重要な財産の構成および管理、処分
7. 寄付された金品の収受および使途
8. 理事長応急処分事項
9. その他重要なことがら

個人情報の取り扱いに関する基本方針

1. 基本方針

大阪府歯科保険医協会（以下、協会という）は、会員の個人情報（個人に関する情報であつて、個人が識別可能なものをいう）を保護し、会員の信頼に応えるため、以下の事項を遵守し、協会を取り扱う個人情報の収集及び利用を適正に行うとともに、個人情報情報を安全かつ最新の状態で管理し、適正に廃棄します。

2. 基本方針の具体化
基本方針を具体化するため以下の活動を行います。

(1) 協会は、会員の個人情報の取得にあたっては適法かつ適正な方法によります。

(2) 個人情報の取り扱いに関する規定を制定するとともに、個人情報を取り扱うシステム・業務毎に必要なルール等を策定し、これを遵守します。

(3) 個人情報が適正に取り扱われているかどうか、定期的にチェックを行い、問題がある場合には改善指導します。

(4) 協会ならびに保連加盟団体、取引先のある企業及び個人等に対し、本基本方針の目的達成のための協力を要請します。

(5) 本基本方針は、協会のホームページに掲載することなどにより、いつでも閲覧可能な状態とします。

3. 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについて以下の原則の実現に努めます。

(1) 個人情報の適正な管理
協会は個人情報の管理にあたって、個人情報を取り扱うシステム・業務ごとに管理者を配置し、適正な管理を行うことで会員の個人情報の保護に努め、紛失、漏洩、破壊、改ざん等がないようにします。

協会は個人情報を取り扱う協会役員、事務局員に対して、個人情報保持、安全管理の重要性についての教育と指導・管理を徹底します。

(2) 個人情報の収集
協会は、会員からの入会申込書、共済制度等加入申込書、その他の名簿等により個人情報を取得します。個人情報の取得にあたっては適法かつ適正な方法によります。

個人情報の収集にあたっては、あらかじめその収集・利用目的を入会申込書等に明示します。

(3) 個人情報の利用・提供・委託
①取得した個人情報の収集は次の目的に利用します。

・会員管理台帳等の作成
・機関紙等の郵送
・研究会等の行事案内

臨時評議員会は評議員の 3 分の 1 以上から要求があったとき、または理事長が必要と認めたとき、理事長が招集する。

第 24 条 理事会は本会の執行機関で、理事長、副理事長、事務局長、理事で構成する。理事会の機能強化のため三役会、総務会を設けることができる。三役会、総務会については別に定める。

第 25 条 理事会は毎月 1 回以上開き、その他の必要あるときは理事長が招集する。

第 26 条 監事および名誉理事長、相談役、顧問、名誉理事は理事会に出席して意見を述べることができるが、表決権はない。

第 6 章 専門部・委員会

第 27 条 本会に専門部および委員会を置く。専門部および委員会に関する規程は別に定める。

第 7 章 地区組織

第 28 条 本会の会務を処理し、事業推進を図るため地区組織を置くことができる。

理事長は必要があるとき、地区組織の責任者会議を招集し、その議長となる。

地区組織に関する規程は別に定める。

第 8 章 会 計

第 29 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 30 条 理事長は毎年、翌年度の会計に関する予算を作成し、理事会の議を経て評議員会および総会に提出し、その議決を受けなければならない。ただし、定期総会を開かない年度は通常評議員会の議決による。

第 31 条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をあてて、納入した会費等は返却しない。

第 32 条 使途を決めて寄付された金品はその用途に用いる。使途を決められていないものは総会に諮って使途を決める。

第 33 条 各会計年度において剰余金が生じたときはその決算承認を受けた年の会計年度の繰越金とする。

第 34 条 数年をとおして行う特定の事業については、総会の議を経て、継続費として特別の予算措置を講じることができる。

第 35 条 財産の管理および会計に関する規程は別に定める。

第 9 章 事務局

第 36 条 本会に事務局を置く。

事務局員の任免、任務、構成、給与、その他必要なことがらは理事会で決める。

第 10 章 表彰および処分

第 37 条 本会に多大の貢献をした会員は理事会の議を経て表彰することができる。

第 38 条 本会の規約に違反または著しく本会の名誉を損なった会員は評議員会の議を経て除名することができる。

付 則

1. 規約に関する諸規程は理事会で決める。

2. この規約は議決の日から施行する。

・共済制度の普及
・入会のお勧め（会員外の方のみ）
・保険医協同組合への出資および利用の案内
・その他、協会業務を遂行するうえで必要なことがら

②協会が保有する個人情報の全部または一部を第三者に提供または処理等を委託する場合には、提供先または委託先の選定に関しては、協会と同等以上の管理が可能であることを条件とし、その内容を個人情報保護に関する契約書として締結し、必要な監督等に努めます。

(4) 個人情報の開示
①個人情報の開示に関する会員の権利を尊重し、本人からの請求による場合で、本人であることの確認がとれた場合に限り、本人の個人情報の開示、訂正、削除について、合理的な期間、妥当な範囲内でこれに応じます。

②当該本人と生計を同一にする親族で、その関係にあることが証明された場合に限り、本人の個人情報の開示について、合理的、妥当な範囲内でこれに応じます。

(5) 個人情報の取り扱いの継続的な改善
個人情報の取り扱いについては、適宜その改善に努めます。

GUIDE
15

全国保険医団体連合会「開業医宣言」

【前 文】

わが国の開業医は第一線の医療の担い手として、長年にわたり地域住民の医療に貢献してきた。

いま、日本人の平均寿命は大きく延びてきたが、一方、国民生活を取りまく経済、労働、環境などの急激な変化とその歪みは、成人病の増加はもとよりかつては見られなかった心身の疾患をも生み出し、子供から老人に至るまですべての世代を通じて、健康に対する関心と不安が増大している。

こうした中で開業医師、歯科医師のあり方も問い直され、日常の診断に責任を持つことはもとより、疾病の予防から環境の改善に至るまでその専門的知識、技術による幅広い対応がつよく求められている。

同時に近代民主主義の主権在民、人権尊重の思想は、医療における人間関係、医学の進歩と医療の倫理など新しい課題をも提起している。

これらの期待と要望に応えるためには、患者・住民のもともところを深く理解し、常に新しい医学・医術を研鑽して、自らの医療生活を省み創造する開業医の姿勢と努力が不可欠である。

また、わが国は「経済大国」といわれながら、その力が国民には還元されず、逆に国民の努力により築き上げてきた社会保障が、軍事予算拡大やいわゆる「民活路線」の陰で次々に後退させられている。さらに現在、地球的規模での環境破壊や核兵器の脅威など、人類の生存すら危ぶまれる状況も存在している。

私たちはこれらの現実に立ち向かいつつ、21世紀の医療を担う開業医像をめざして、次の通り宣言する。

【本 文】

1. 全人的医療

私たちは個々の疾患を重視するのみならず、患者の心身の状態、家族、生活環境にも気を配り、全人的医療に努力する。

2. 対話の重視

医療は患者と医師の信頼にもとづく共同の行為である。患者の立場を尊重した対話によって、患者自らが最良の選択を行えるよう、医師は患者に必要な情報や専門的知識、技術を提供する。

3. 地域医療

私たちは住民の身近な存在として、日常診療に責任を持つと同時に、地域の保健、予防リハビリテーション、福祉、環境、公害問題等についても積極的な役割を果たす。

4. 医療機関等の連携

私たちは最も適切な医療を行うため、診療機能の交流等を通じ他の医師、医療機関等との円滑な連携に努める。同時に他の医療・福祉従事者の役割を重視し、患者を中心とした緊密な協力関係を保つよう努力する。

5. 診療の記録

診療の正確な記録は医師の重要な責務である。療養等に必要な情報の提供に日常的に努めるとともに、患者からの診療情報提供の求めに誠実に応ずる。診療情報の提供に際しては、医師の守秘義務を遵守し、患者の秘密と人権を守る。

6. 生涯研修

私たちは患者、住民が最高の医学的成果を受けられるように常に医学・医術および周辺学術の自主的な研鑽に努め、第一線医療・医学の創造、実践、発展をめざす。

7. 自浄努力

私たちは、患者や地域住民の信頼を失うような医療行為を厳に戒める。また常に他の批判に耐える医療を心がけ、医療内容の自己および相互検討を行うよう努力する。

8. 社会保障

医療を資本の利潤追求の市場に委ねてはならず、すべての国民が十分な医療・福祉を受けられるよう、社会保障を充実することは近代国家の責務である。私たちは国民とともに社会保障を守り、拡充するため努力する。

9. 先端技術の監視

科学技術の急速な発達人類に多くの恩恵をもたらす一方、その用い方如何によっては生態系の破壊なども懸念される。私たちは特に人類や地球の未来に影響を与えかねない先端技術に対しては、その動向を監視し、発言する。

10. 平和の希求

人命を守る医師はいかなる戦争をも容認できない。私たちは歴史の教訓に学び、憲法の理念を体して平和を脅かす動きに反対し、核戦争の防止と核兵器廃絶が現代に生きる医師の社会的責任であることを確認する。

応援します保険医の未来

大阪府歯科保険医協会

〒556-0021 大阪市浪速区幸町1-2-33

Tel. 06-6568-7731 Fax. 06-6568-0564

【徒歩】地下鉄なんば駅下車・地下鉄出入り口26-Aをあげる（徒歩5分）

【車】阪神高速15号堺線・湊町出口、交差点を2回右折後、突き当たりを左折

2015.05 yamamoto deign office hare

